一般社団法人日本原子力学会

0601-01

日韓原子力学生・若手研究者交流事業運営小委員会規約

平成 28 年 11 月 30 日　第 5 回理事会承認

（目的）

第１条　本規約は，国際活動委員会規程（規程 0601）に基づく日韓原子力学生・若手研究者交流事業運営小委員会（以下，「委員会」という）の組織・運営を定めることを目的とする。

（任務）

第２条　日本原子力学会および韓国原子力学会間に締結された学術協力協定および日韓原子力学会学生・若手研究者交流協定に基づく事業の企画，推進に関して必要な事項を検討，実施するため，次の各号に掲げる事項を審議することを任務とする。

（１）日韓原子力学会間の学生・若手研究者交流サマースクール協定に関する事項

（２）上記協定にもとづく日韓サマースクール（以下，「日韓サマースクール」という）実施計画の決定および日韓原子力学会間の調整を行う。ただし，サマースクール計画の企画および実施については世話部会グループ・支部グループ等と協議して決定するものとする。

（３）日韓サマースクールの財務に関する事項

（組織）

第３条　委員会は，委員長，副委員長および別に定める部会グループ，支部グループ，連絡会グループからの委員をもって組織する。

第４条　委員会の円滑な運営を図るため，幹事会をおくことができる。また，委員会の下には，WG，タスクを置くことができる。

（任期）

第５条　委員の任期は，次の各号に掲げるとおりとする。ただし，補欠または増員により委嘱された場合には，前任者または他の現任者の残任期間とする。

２　委員長，副委員長，委員の任期は原則として 2 年とする。ただし，再任を妨げない。

（委員長）

第６条　委員長は正会員の中から国際活動委員会委員長が指名し，委嘱する。

２　委員長は委員会を招集し，会務を総括する。

（副委員長）

第７条　副委員長は，委員のうちから委員長が指名する。

２　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるとき，その職務を代行する。

（幹事）
第８条　委員長は，委員の中から幹事を指名することができる。幹事は事務手続きおよび学会事務局との連絡などの委員長の庶務を補佐し，会務を整理する。

（委員）
第９条　委員は，会員の中から別に定める部会グループ，支部グループ，連絡会グループによる推薦に基づき，委員長が委嘱する。

（議事）
第 10 条　委員会の議事は，委員総数の 2 分の 1 以上の出席により成立する。委員会メンバーの過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。
２　緊急もしくは委員会が定足数に達せず不成立の場合は，別に定めるメール審議により議事することができる。

（議事録）
第 11 条　委員会の議事録は，幹事または副委員長が作成し，議案ならびに議事経過の概要，決議の主文等を記載して，委員会の承認を経て保存しなければならない。

（国際活動委員会への報告）
第 12 条　委員長は国際活動委員会の委員として国際活動委員会に出席し，委員会を代表し委員会の事業に関する報告等をおこなう。

（改定）
第 13 条　本規約の改定は，国際活動委員会が起案し，理事会の承認を得るものとする。

（雑則）
第 14 条　この規約に定めるもののほか，本事業の運営に関し必要な事項は，国際活動委員会が別に定める。

附則

１　平成 12 年 1 月 27 日　第 419 回理事会制定
２　改定履歴
① 平成 12 年 3 月 23 日　第 5 回国際活動委員会承認
② 平成 20 年 12 月 5 日　第 1 回国際活動委員会承認
③ 内規を規約に変更　平成 22 年 6 月 2 日　第 4 回国際活動委員会承認
④ 平成 23 年 2 月 4 日　第 3 回国際活動委員会起案，平成 23 年 3 月 22 日　第 515 回理事会承認　日韓原子力学生・若手研究者交流事業運営に関する覚書を分離
⑤ 平成 28 年 10 月 21 日　第 1 回国際活動委員会起案，平成 28 年 11 月 30 日　第 5 回理事会

承認

附則

1　平成 23 年 3 月 22 日改定の規約は，平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2　平成 28 年 11 月 30 日改定の規約は，理事会承認の日から施行する。